

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第318号

平成31年4月1日

## 平成31（2019）年度見守りカメラ設置による通学路安全モデル校区事業について（通達）

平成30年5月、新潟市で発生した児童殺害事件を受け、政府では「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催し、同会議において平成30年6月22日に「登下校防犯プラン」が決定されるなど、児童の身近な移動経路、特に通学路における安全の確保が強く求められている。

よって、平成30年度に引き続き、平成31（2019）年度も、警察で通学路安全モデル校区を指定し、熊本県防犯協会連合会の助成を受けて同校区に児童を見守るための防犯カメラ（以下「見守りカメラ」という。）を設置し、児童の安全・安心を願う教育委員会、学校、PTA、地域住民、企業、防犯ボランティア、その他関係団体と連携して通学路における児童の安全を確保する事業を下記のとおり実施することとした。

各所属にあっては、かかる趣旨を十分認識の上、モデル校区指定に向けた関係機関・団体への協力を要請するとともに、モデル校区指定後の管轄警察署にあっては、本事業の実効性が高まるよう、推進要領に従い重点的な活動を推進されたい。

### 記

#### 1 モデル事業の目的

本事業は、小学校の通学路に見守りカメラを設置するとともに、関係機関・団体が連携して、それぞれできることに取り組むことにより、通学路における児童の安全を確保することを目的として実施する。

#### 2 事業期間

##### (1) 募集期間

平成31（2019）年4月8日（月）から同年5月24日（金）まで

##### (2) 設置・運用期間

モデル校区指定の日から2020年3月31日まで

#### 3 事業内容

##### (1) モデル校区の募集

上記募集期間中、警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）において、県下の小学校に対して、熊本市教育委員会又は熊本県教育庁教育指導局体育保健課（熊本市内の小学校については熊本市教育委員会、その他の小学校については熊本県教育庁教育指導局学校安全・安心推進課。以下「教育委員会等」という。）を通じて、モデル校区の募集を行う。

募集校区は、熊本県内の小学校の1校区とする。

各小学校において、昨年実施した通学路の緊急合同点検の結果等を踏まえ、応募を検討し、教育委員会等が応募校区を集約して生活安全企画課へ報告するものとする。

##### (2) モデル校区の決定

生活安全企画課は、応募小学校について、同校区を管轄する警察署と連携して

○ 校区内の犯罪や声かけ事案の発生状況

- 小学校、校区内ボランティア等による当該施策への取り組み意欲
- 危険箇所への見守りカメラ設置により期待される効果
- 具体的な見守りカメラの設置場所、管理者、維持費の負担等の予定
- 周辺における連携可能な防犯カメラの設置状況

等を基準として審査し、7月末までに応募校区の中から1校区をモデル校区に決定し、同校区の管轄警察署及び教育委員会等を通じて当該小学校に通知するとともに、広報を行う。

(3) 見守りカメラの設置

生活安全企画課は、モデル校区に決定した小学校区に、熊本県防犯協会連合会から地域防犯活動事業の一環として設置費用の助成を受け、見守りカメラを設置する。

見守りカメラの設置場所の提供、維持費の拠出等、協力が顕著な企業等については、同意を得た上で、地域貢献企業として県警ホームページへ掲載するなど、地元企業に対しても、積極的な連携・協力を促す。

設置は、夏休みが終了する8月末までには終了するものとする。

4 管轄警察署における推進要領

(1) 周辺防犯カメラとの連携運用

見守りカメラのみで通学路全体をカバーすることは困難であることから、生活安全企画課と協力し、周辺の防犯カメラの設置状況を確認して、管理者に対して本事業の趣旨を説明するなど、見守りカメラに準じた活用を依頼して本事業の効果を高めること。

(2) ステッカー表示による地域の意識高揚

事業に伴い作成するモデル校区のステッカーを、校区内のこども110番の家、協力企業、関係団体等に配布して表示を依頼し、連帯感、参加意識を高め、地域一帯となった取組みとなるよう更なる協力を促進すること。

(3) 不審者情報の共有体制の高度化

わいせつ・声かけ事案や不審者情報があった際、公表できる内容についてゆっぴー安心メールはもとより、学校のネットワークを活用するなどして管内に情報発信し、もって、関係者によるわいせつ・声かけ事案や不審者情報の共有を促進すること。

(4) 地域と警察が連携した見守り活動の促進

本事業を契機とし、通学時間帯の合同パトロール等、従来の警察とボランティアが連携した目に見える見守り活動・パトロールの更なる強化を推進すること。

(5) 広報の推進

適時適切な広報に努め、当該校区が子供の安全対策への意欲が高いことを示して、関係者・団体の自主防犯活動の気運を高めると共に、犯罪者が近寄りづらい雰囲気を醸成すること。

(6) アンケート調査の実施

施策の問題点の検証に活用するため、モデル地区内のPTA、ボランティア、小学校等に対し、改善すべき点、効果が認められる点等について、適宜アンケート調査を実施すること。